

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室	整理番号	4-4
許認可等の種類	狩猟免許			
根拠法令条例等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第39条第1項			
許認可等の概要	狩猟を行う場合に義務付けられる狩猟免許の取得			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定（法令等の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【参考】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第52条、第53条、第54条</p> <p>第52条 適性試験の合格基準：視力、聴力、運動能力の各科目について別紙のとおり</p> <p>第53条 技能試験：免許の種類別に別紙のとおり。減点式により採点し、合格基準は70%以上の成績</p> <p>第54条 知識試験：記述式、択一式又は正誤式の筆記試験により鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行い、合格基準は70%以上の成績</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(即日合否を発表しているため)			
期間の制定根拠				

## 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

(適性試験)

**第52条** 法第48条第1号の狩猟について必要な適性について行う試験(以下「適性試験」という。)は、次の表の上欄に掲げる科目について行うものとし、その合格基準は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

科目	合格基準
視力	一 網猟免許又はわな猟免許に係る適性試験にあつては、視力(万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。以下同じ。)が両眼で0.5以上であること。ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。 二 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。ただし、一眼の視力が0.3に満たない者又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力(補聴器により補正された聴力を含む。)を有すること。
運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

(技能試験)

**第53条** 法第48条第2号の狩猟について必要な技能について行う試験(以下「技能試験」という。)は、次の表の上欄に掲げる狩猟免許の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる課題について行うものとする。

狩猟免許の種類	課題
網猟免許	一 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 二 第2条第2号に掲げる網の一つを架設すること。 三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	一 わなを見て当該わなの使用の是非を判別すること。 二 第2条第3号に掲げるわなの一つを架設すること。 三 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第一種銃猟免許	一 模造銃(空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。)について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 二 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 三 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 四 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 五 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 六 距離の目測を行うこと。 七 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第二種銃猟免許	一 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 二 距離の目測を行うこと。 三 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

2 技能試験の採点は、減点式採点方法により行うものとし、その合格基準は、70パーセント以上の成績であることとする。

(知識試験)

**第54条** 法第48条第3号の狩猟について必要な知識について行う試験(以下「知識試験」という。)は、記述式、択一式又は正誤式の筆記試験により鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行うものとし、その合格基準は、70パーセント以上の成績であることとする。